

仕様書

1. 業務委託名称

令和7年度城東区ふれあいマップ企画編集業務委託

2. 期 間

契約日～令和7年7月25日（金）

3. 業務内容

城東区の概要やマスコットキャラクターの紹介、区内の名所等を掲載したマップの編集（デザイン、レイアウト、イラスト・当区マスコットキャラクターのポーズ作成）、校正、カラーカンパの作成等企画編集の一切。

※契約締結後速やかに編集から校了・納品にかかるスケジュール等を当区と協議すること。

- ・ デザイン・レイアウト・タイトル・イラストカットの作成
- ・ 当区指定原稿の作成
- ・ 校正（デザイン校正・色校正）
- ・ 完成データ及び保存用データの作成・提出
- ・ その他打ち合わせ

4. 編集・デザイン

（1）編集

（ア）A1判

① 城東区地図ページ（A1／片面）

当区より提供する「令和5年発行 城東区ふれあいマップ」データ（Adobe® Illustrator® CC2024対応）を提供する。）を、当区の指示のもと追記・修正する。

② 城東区情報ページ（A1／片面）

- ・ 当区が提供する原稿（写真・テキスト等）をもとに、次のレイアウトイメージ図（予定）を基本としてデザイン・イラスト等を作成する。おおむねA4×8p分
- ・ デザイン案を事前に提出し、当区の指示のもと作業を進めること。（「令和5年発行 城東区ふれあいマップ」データ（Adobe® Illustrator® CC2024対応）を提供する。）

レイアウトイメージ図（予定）

タイトル（表紙）	城東区のあらまし マスコットキャラクター 区の花など
区内の名所	区内の名所

区内の名所	区内の名所
区内の名所	区内の名所

(イ) A3判 ※(1)の(ア)で作成したデータを流用して作成する簡易版

① 城東区地図ページ (A3/片面)

(1)の(ア)で作成したA1判をA3判に縮小し、当区の指示のもと修正する。

② 城東区情報ページ (A3/片面)

(1)の(ア)で作成したA1判をもとに名所の写真・所在地等を簡易に記載したものを、当区の指示のもと追記・修正する。

(2) デザイン校正

カラーカンブ 原則3回

(ア) ゲラへ朱書きで行い、PDF化したデータ(一部、Word・Excel・Jpeg等を含む)をメールで送信する。

(イ) カラーカンブ(紙出力とし、完成版と同サイズとする。)を校正の都度、表裏各3部およびPDFデータ(非アウトライン化)を当区へ提出すること。校正は責了とせず、校了まで繰り返し行う。

(ウ) また、当区の都合により、校正の途中で見出しおよび記事の変更・組み替え、写真・イラスト・見出しの差し替えをすることがある。

5. 成果物及び納品

(1) 成果物と納入方法

校了後、速やかに校了データにアウトラインをかけた完成データ及び、アウトライン前のデータを電子記憶媒体等で当区指定場所へ提出すること。

校了後、速やかに成果物・作成イラスト等の記録データ、PDF(2MB未満)、JPEGデータ、AIデータ(アウトライン済み、アウトライン前)を記憶媒体(DVD-R)に保存し、当区指定期日までに提出すること。

なお、データを納品する際は、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行うこと。

(2) 納入場所

城東区役所 総務課(総合企画)

大阪市城東区中央3-5-45 城東区役所3階 32番窓口

6. 再委託に関する項目について

(1) 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(イ) 企画編集業務

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の

再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- (5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (6) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

7. その他留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、受託者は、事前に当区と十分に協議すること。また、この仕様書に基づき常に当区と連絡をとり、その指示に従うこと。
- (2) 成果物の作成にあたり、他者の著作権その他の権利が及ぶものを使用する際には、権利者から書面にて使用に関しての許諾を得ること。
- (3) 成果物に係る使用权及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、当区に帰属するものとする。
- (4) 納入に際しては、建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、十分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。
- (5) 契約金額は、写真植字・版下作成など一切の経費等と納品に関する経費等の一切を含めること。
- (6) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は、質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。また、契約後における仕様書の疑義は、当区の解釈によるものとする。
- (7) 本業務の実施にあたり、知り得た情報を他に漏らさないこと。また、本業務を退いた後も同様とする。
- (8) 当区が提供した原稿、写真、イラスト等は使用後速やかに返却すること。
- (9) 契約締結後、日程等の詳細について事業担当と協議すること。
- (10) 事業終了後、すみやかに完了報告書を提出すること。
- (11) その他、この仕様書に定めのない事項に疑義が生じたときは、両者が協議してこれを処理するものとする。

8. 事業担当

城東区役所 総務課(総合企画) 担当者:田中、八木
〒536-8510 大阪市城東区中央 3-5-45
(TEL : 06-6930-9091 FAX : 050-3535-8684)

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務(以下「当該業務」という。)の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(城東区役所総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(城東区役所総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の城東区役所総務課(連絡先:06-6930-9101)に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること